

【山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業のご案内】

山側住宅団地でゆとりある暮らしを送りたい子育て・若年夫婦世帯を
応援するため、山側住宅団地(※1)に住宅を取得等(※2)したかたを対象に、費用の一部を助成します。

日立市

令和6年度版
＜制度拡充＞

最大111万5千円

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

※1 山側住宅団地とは…

高鈴台団地・山の神団地・青葉台団地・堂平団地・
平和台団地・小咲台団地・中丸団地・塙山団地・
金沢団地・台原団地・根道ヶ丘団地・みかの原団地
(詳しくはお問合せください)

マイホーム取得を
応援します！

※2 住宅の取得等…新築(改築も含む)・購入(建売/中古)・10㎡以上の増築
*リフォームは対象外となります

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - (a)申請日又は契約日時時点で、**18歳未満**の子等を養育している世帯
 - (b)申請日又は契約日時時点で、**夫婦どちらかが45歳未満**の夫婦世帯
 - (c)住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において**45歳未満の者**。
- ② 原則として、**令和4年4月1日以降**に山側住宅団地(※1)内に住宅取得等に関する契約を書面で締結していること
- ③ **令和7年3月31日までに**取得する住宅〔建物〕の所有権保存(移転)登記が完了すること
- ④ 取得する住宅の居住部分の**床面積が50㎡以上**(増築の場合は居住部分の**増床が10㎡以上**)であること
- ⑤ **建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅**であること (新築〔注文・建売・改築〕、増築の場合は工事完了検査が必要です)
- ⑥ **市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと**
(近居・同居加算を申請する場合は、その世帯も含みます)
- ⑦ 同一の住宅について、住宅の取得等を目的とした他の公的制度による助成(※3)を受けていないこと

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

※3 他の公的制度……国の補助金制度(「子育てエコホーム支援事業」「子どもエコすまい支援事業」「ZEH支援事業」など)のほか、市の「ひたちマイホーム取得助成事業」等が該当します。
併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

令和6年度拡充

助成金額

① 基本助成額

50万円

+

② 加算助成額 (条件に合う場合、助成額が加算されます)

- 1 同居加算 (親世帯と同居) **20万円**
- 2 近居加算 (親世帯と一定の範囲内に居住) **10万円**
- 3 転入加算 (日立市外からの転入) **20万円**
- 4 住宅ローン加算 (12回分の住宅ローンの利子相当分) **最大20万円**
- 5 水道基本料金1年間相当分加算 (日立市の水道に加入) **1万5千円**
+ひたちの水500ml×24本(1ケース)もあわせてプレゼント(日立市企業局協力)

*同居加算と近居加算
の併用はできません

【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課 (本庁5階 山側)
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線247/436
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp FAX 0294-21-7750



1 住宅取得等に関する契約（令和4年4月1日以降であること）



2 申請（令和6年度申請期限：令和7年3月17日（月））

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

【共通】

- ① 「**山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成申請書(様式第1号)**」(※)
- ② 住宅取得等に関する「**工事請負契約書**」又は「**不動産売買契約書**」のコピー
* 建物の**所在地番**、**延床面積**、**取得金額**、**契約日**、**注文者及び請負者**等が確認できる部分
* 原契約締結後に契約変更等があった場合は、原契約書に加えて**変更契約書**のコピーも添付
- ③ 「**山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書**」(※)

注文住宅・増築の場合は「工事請負契約書」
建売・中古住宅の場合は「不動産売買契約書」

【同居・近居加算を受ける場合】

- ④ 親世帯と親子関係を証明する書類（「**戸籍謄本**」など）
- ⑤ 「**山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書(親世帯用)**」(※)

【転入加算を受ける場合】

- ⑥ 転入前の市区町村に1年以上住んでいたことを証明する書類
（転入者の**戸籍附票**又は**転入前の住民票の除票**など）

【住宅ローン加算を受ける場合】

- ⑦ 住宅ローン(リフォームローンを含む)を契約した際の「**金銭消費貸借契約書**」のコピー
- ⑧ 初回から1年分の利子の総額が分かる書類の写し（「**返済計画表**」など）



3 助成決定通知書の受領

市は、申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。
（申請から2週間程度かかります。）



4 住宅の取得（登記）及び住民票の異動

次の手続きを完了させてください。

- ① 住宅〔建物〕の**所有権保存(移転)登記**
- ② 世帯全員の**住民票の異動**



5 請求（令和6年度請求期限：令和7年3月31日（金））

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「**山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業完了報告書兼請求書(様式第5号)**」(※)
- ② 所有権保存(移転)登記完了後の**建物登記簿の「全部事項証明書」**またはそのコピー
- ③ 建築基準法の規定による「**検査済証**」のコピー【新築(注文・建売・改築)・増築の場合】
- ④ **振込先口座の通帳またはキャッシュカード**等のコピー
- ⑤ 申請後に、住宅取得等の契約変更等があった場合は、「**変更契約書**」のコピー
- ⑥ 取得等をした住宅が併用住宅の場合は、**居住部分の面積を確認できる書類**

(※)の申請書様式は、住政策推進課窓口でお渡ししています。または市のホームページからもダウンロードできます。



4の手続き完了後に2の申請をしても問題ありません。

法務局の証明印が入ったもの

工事完了検査が必要です。

6 助成金の受領

市で請求内容を審査後、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。
（請求から1か月程度かかります。）

